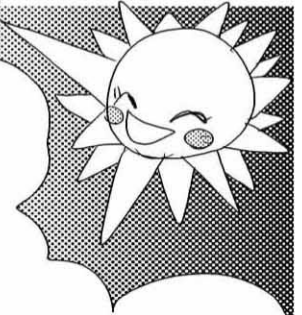
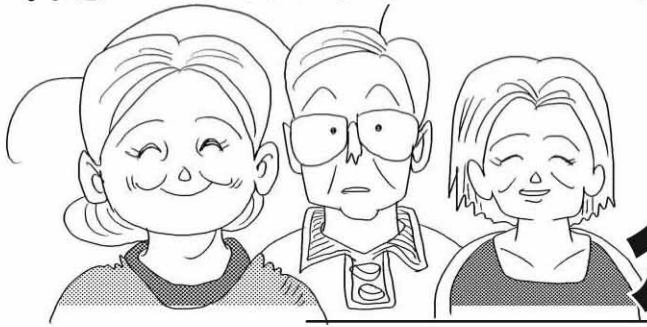


納め忘れていませんか



介護保険料

介護保険は、公費と四十歳以上の皆さんに納めていただく保険料を財源に運営されています。社会全体で支え合う制度ですから、納め忘れていると、滞納期間に応じて、介護サービスを利用するときに給付の制限が発生します。

保険料を滞納しているとどうなるのですか？

通常は介護サービスを利用するときの利用者負担は、かかった費用の一割ですが、

一年以上二年六か月未満滞納すると

かかった費用の全額をいったん利用者が支払い、市への申請により、後から九割分が支払われます。

一年六か月以上二年未満滞納すると

費用の全額を利用者が支払い、後で市へ申請しても、保険給付の一部が支給差し止めになったり、滞納している保険料と相殺されます。

二年以上滞納すると

利用者負担が一割から三割に引き上げられ、高額サービス費の支給も受けられなくなります。

介護サービスを利用しようという時困らないために、介護保険料はきちんと納めましょう。

納付が難しいときはご相談ください！

- ◆災害などにより財産を著しく失ったり損害を受けた場合
- ◆収入が著しく減少した場合は
- ◇保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

●保険料第一段階または第二段階の人で生活が著しく困窮している人は

○笠岡市独自の特別減免制度があります。

問合せは
保険年金課介護保険係

☎692139まで

保険料の納付には安心 確実な口座振替が便利です

現在、納付書で保険料を納めている65歳以上の人には、口座振替の利用をおすすめします。

口座振替の手続き

- ①介護保険料の納付書、口座振替を希望する預金通帳、印かん(通帳の届出印)を用意します。
- ②取扱金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し申し込みます。

問合せは

税務課納税推進室

☎692117まで

介護適正化110番

「不適正な介護サービス・報酬の不正受給は許しません」

介護保険制度が始まって、四年が経過しました。介護サービス利用者が増えるに伴い、介護サービス事業所も年々増加しています。

一方で、介護報酬の不正受給などにより、全国で二百カ所以上の事業所が指定取消処分を受けています。

取消処分の主な理由は、架空サービスや時間・回数の水増し請求、人員基準違反などとなっています。

厚生労働省は、こういった不正受給や不適正な介護サービスを防止するため、情報提供の窓口となる「介護適正化110番」を、本年四月から全国の国民健康保険団体連合会に設置しました。

不適正な介護サービスをなくし、質の高い介護サービスを確保するため、さらには介護報酬の不正受給をなくすためにも、苦情・相談などがあればぜひ「介護適正化110番」までご連絡ください。

問合せは

岡山県国民健康保険団体連合会

介護保険課内「介護適正化110番」

☎086-1223-8811まで